

富里市地域介護予防活動補助金交付要綱

(平成31年3月15日告示第53号)

改正 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らしているよう、住民主体の集いの場を充実させ、生きがいを通じて元気に活動する高齢者を増やし、参加者や集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するため、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号に規定する地域支援事業として、予算の範囲内において富里市地域介護予防活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、介護予防を目的とする活動を行う団体であって、次のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 次条に規定する活動を週1回以上の頻度で行っている団体であって、当該活動に充てるため会費を徴収している団体
- (2) 富里市（以下「市」という。）の住民基本台帳に記録されている者のみで構成され、かつ、構成員の人数がおおむね10人以上の団体
- (3) 構成員の8割以上の者が介護保険の第1号被保険者である団体
- (4) 地域の住民が誰でも参加できる団体
- (5) 次条に規定する補助対象事業を行う団体として、当該事業を実施する場所及び団体の連絡先を地域の住民に情報提供することに同意する団体
- (6) 定款、規約、会則その他の組織の運営に関する定め（以下「定款等」という。）を有している団体

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする団体の構成員が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がいる団体
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令

上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)がいる団体

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事務に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいる団体

(暴力団密接関係者)

第3条 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体)とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が行う介護予防を目的とする活動であつて次に掲げるものとする。

(1) 運動機能の向上に資する体操(転倒予防のためのストレッチ、バランス運動及び筋力向上運動を含む。)を行う活動

(2) 集いの場(サロン)等の活動

(3) その他市長が介護予防に資すると認める活動

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費、内容及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、富里市地域介護予防活動補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業開始前までに市長に申請するものとする。

- (1) 団体概要書（別記第2号様式）
- (2) 富里市地域介護予防活動実施計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 定款等が記載されている書類の写し
- (5) 見積書その他の算出根拠の参考とした資料又はその写し等（市長が必要と認めるものに限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、富里市地域介護予防活動補助金交付決定（却下）通知書（別記第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をするときは、市長の承認を受けること（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。
- (2) 補助対象事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管すること。
- (4) その他市長が必要と認める条件
（補助対象事業の変更等）

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに富里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、富里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（別記第7号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（状況報告等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、補助団体から補助対象事業の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、富里市地域介護予防活動補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 富里市地域介護予防活動実績調書（別記第9号様式）
- (2) 収支決算書（別記第10号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、速やかに内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、富里市地域介護予防活動補助金確定通知書（別記第11号様式）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた団体は、補助金の交付を受けようとするときは、富里市地域介護予防活動補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の特例)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。ただし、概算払により交付する補助金の額は、交付決定額の2分の1を上限とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助団体は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、富里市地域介護予防活動補助金概算払請求書（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、第13条又は前条第2項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を第5条に規定する経費以外の目的のために使用したとき。

- (3) 交付決定の際に付した条件に従わなかったとき。
- (4) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により決定を取り消したときは、速やかに補助団体に富里市地域介護予防活動補助金交付決定取消通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第17条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 第12条の規定により補助団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。
- (2) 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているとき。

（補則）

第18条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年3月14日告示第30号）

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

経費	内容	補助額
報償費	補助対象事業の実施に当たり必要となる外部講師に対する謝礼金（1回当たり交通費を含め10,000円を限度とする。）	経費の合計額に10分の8を乗じて得た額と経費の合計額から年会費の合計額を除いた額を比較していずれか低い金額とし、10万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。
消耗品費	補助対象事業の実施に当たり必要となる物品、材料、資料等の用紙の購入費	
印刷製本費	補助対象事業を紹介するためのチラシ、パンフレット等の印刷費	
保険料	補助対象事業の実施に当たり加入する傷害保険等の保険料	
使用料及び賃借料	補助対象事業の実施に当たり使用する施設の使用料及び物品の借上費	
備品購入費	補助対象事業の実施に当たり必要となる備品の購入費（20,000円を限度とする。）	

別記

第1号様式（第6条関係）

富里市地域介護予防活動補助金交付申請書

年 月 日

富里市長

様

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑩

富里市地域介護予防活動補助金の交付を受けたいので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 添付書類

- (1) 団体概要書（第2号様式）
- (2) 富里市地域介護予防活動実施計画書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 団体定款、規約、会則等の書類の写し（任意様式可）

第2号様式（第6条関係）

団体概要書

1 団体概要

団 体 名		事 務 局 の 連 絡 先	
代 表 者 名		代 表 者 の 住 所 ・ 連 絡 先	
活 動 拠 点		年 間 活 動 回 数	
参 加 者 見 込 人 数	人／回 (うち65歳以上) 人	新 た な 参 加 者 の 受 入 体 制	(チラシ・声かけ・その他)
活 動 実 績	1 新規 2 既に実施（ 年から実施）		
活 動 内 容 (該当する 活動にチェ ックし、そ の概要を記 載)	<input type="checkbox"/> 体操を通じた運動機能の向上に関する活動（転倒予防のためのストレッチ、バランス運動、筋力向上運動等）		
	<input type="checkbox"/> その他の介護予防活動		
	活動概要		

2 団体の構成員

No.	氏名	住所	年齢	団体での役割
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

〈合計〉 人

第4号様式（第6条関係）

収支予算書

団体名	
-----	--

収入の部

（単位：円）

項目	金額	内訳等
市補助金		
会費		
その他		
合計		

支出の部

（単位：円）

項目	金額	内訳等
報償費		
消耗品費		
印刷製本費		
食糧費		
保険料		
使用料及び 賃借料		
備品購入費		
合計		

指令第 号
年 月 日

富里市地域介護予防活動補助金交付決定（却下）通知書

団体名

代表者氏名

様

富里市長



年 月 日付で申請のあった富里市地域介護予防活動補助金について下記のとおり交付決定（却下）したので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 決定 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容に変更又は補助対象事業の中止若しくは廃止をするときは、市長の承認を受けること（市長が軽微な変更と認める場合を除く。）。
- (2) 補助対象事業の継続が困難となったときは、速やかにその理由及び執行状況を市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての根拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了後5年間保管すること。
- (4) その他市長が認める条件（ ）

3 却下

理由

第6号様式（第9条関係）

富里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

㊞

年 月 日付け指令第 号をもって交付決定のあった富里市地域介護予防活動補助金に係る事業を変更（中止・廃止）したいので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第9条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

第7号様式（第9条関係）

指令第 号
年 月 日

富里市地域介護予防活動補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書

団体名

代表者氏名 様

富里市長



年 月 日付で申請のあった富里市地域介護予防活動補助金に係る事業変更（中止・廃止）については下記のとおり決定したので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認

変更前の交付決定金額 金 円

変更後の交付決定金額 金 円

変更の内容：

変更の条件：

2 不承認

理由

第8号様式（第11条関係）

富里市地域介護予防活動補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑩

年 月 日付け指令第 号で交付決定（変更交付決定）のあった富里市地域介護予防活動補助金に係る事業について下記のとおり実施したので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金交付決定額 金 円

3 完了年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 富里市地域介護予防活動実績調書（第9号様式）

(2) 収支決算書（第11号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類（ ）

第9号様式（第11条関係）

富里市地域介護予防活動実績調書

団体名並びに代表者の住所及び氏名	団体の名称	
	代表者住所	
	代表者氏名	
活 動 の 内 容		
事業の実績	実 施 日 時	
	実 施 場 所	
	実 施 回 数	
	1 回 当 た り の 参 加 実 人 数	
	参 加 延 べ 人 数	
備考		

第10号様式（第11条関係）

収支決算書

団体名	
-----	--

収入の部 （単位：円）

項目	金額	内訳等
市補助金		
会費		
その他		
合計		

支出の部 （単位：円）

項目	金額	内訳等
報償費		
消耗品費		
印刷製本費		
食糧費		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
合計		

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

達第 号
年 月 日

富里市地域介護予防活動補助金確定通知書

団体名

代表者氏名

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号で交付を決定した富里市地域介護予防活動補助金について下記のとおり決定したので、富里市地域介護予防活動補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

確定額 金 円

富里市地域介護予防活動補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

年 月 日付け達第 号で補助金の額の確定があった富里市地域介護予防活動補助金について、富里市地域介護予防活動補助金要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 交付済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円

4 補助金振込先

振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本 店 支 店 出張所				
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

注 通帳の写しを添付すること。

第13号様式（第14条関係）

富里市地域介護予防活動補助金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

⑩

年 月 日付け指令第 号で交付決定（変更交付決定）があった富里市地域介護予防活動補助金について、富里市地域介護予防活動補助金要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円
(変更交付決定額)

2 交付済額 金 円

3 今回請求額 金 円

4 補助金振込先

振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 農業協同組合 信用組合				本 店 支 店 出張所				
預金種目	1 普通 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

注 通帳の写しを添付すること。

達第 号
年 月 日

富里市地域介護予防活動補助金交付決定取消通知書

団体名

代表者氏名

様

富里市長



年 月 日付け指令第 号により通知した富里市地域介護予防活動補助金交付決定額の全部 (一部) を次のとおり取り消したので、富里市地域介護予防活動補助金要綱第 1 6 条第 2 項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 取消額 | 金 | 円 |
| 3 | 取消後の交付額 | 金 | 円 |
| 4 | 取消理由 | | |